# 海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書

平成29年４月１日　17‐制度‐00064
沿革　令和３年10月20日　一部改正

**（この特約書の対象）**

**第１条**　この特約書は、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成29年４月１日　17‐制度‐00012。以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約（劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成29年４月１日　17‐制度‐00015）に規定する劣後ローン特約を付したものを除く。）であって、外貨建対応方式を採用する案件を対象とする。

**（保険価額）**

**第２条**　約款第31条第２項第１号の規定にかかわらず、保険価額は、借入金等（約款第２条第２号に規定するものをいう。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年４月１日　17‐制度‐00070。以下「保険料率等規程」という。）別表第６(2)に掲げる外貨に限る。）で表示された保証債務（約款第２条第３号に規定するものをいう。以下同じ。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、各時期において履行すべき当該保証債務の額）を保証契約の締結の日における邦貨換算率（１外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第１項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。

一　保証債務の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては２

二　保証債務の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては３

**（保険金額）**

**第３条**　保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。

**（てん補責任額）**

**第４条**　約款第31条第２項第２号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は海外事業資金貸付保険運用規程（平成29年４月１日 17‐制度‐00054）第17条第２項に定める事故確定日における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

**（保険料）**

**第５条**　この特約書に係る保険料の額は、次の各号により算出された額とする。

一　保証債務の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては、第３条の保険金額（保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。）に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の２分の１の額

二　保証債務の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては、第３条の保険金額（保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。）に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の３分の１の額

**（この特約書に定めのない事項）**

**第６条**　この特約書に定めのない事項については、この特約書の趣旨に反しない限り、約款の規定を適用する。

附　則

この特約書は、平成29年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、令和３年11月１日から実施する。